

EPIRB 及び VDR の性能基準に関する事項

改正規則

安全設備規則
(日本籍船舶用)

改正理由

SOLAS 条約第 IV 章第 14 規則においては、船舶に設置される無線通信設備が、主管庁により採択された性能基準を下回らない適当なものでなければならない旨規定されている。406MHz で動作する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(浮揚型 EPIRB)の性能基準については、決議 A.810(19)に定められている。

この程、IMO 第 101 回海上安全委員会(MSC101)において、決議 A.810(19)に定められた浮揚型 EPIRB の性能基準について、最新技術に対応したものとなるよう改正が検討され、2019 年 6 月に決議 MSC.471(101)として採択された。

また、航海情報記録装置(VDR)の性能基準について、浮揚式 VDR の探知が容易となるよう改正が検討され、当該装置の性能基準を定めた決議 MSC.333(90)の改正が MSC104 において決議 MSC.494(104)として採択された。

このため、決議 MSC.471(101)及び MSC.494(104)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 浮揚型 EPIRB の一般要件として、GNSS 信号の受信機能、AIS の位置表示信号等の要件を追加した。
- (2) 浮揚式 VDR の性能基準に関する規定を改めた。

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。(日本籍船舶用)

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.29 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置

3.29.1 を次のように改める。

3.29.1 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の一般要件*

2.16.1-3.に規定する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。また、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、全球測位衛星システム (GNSS) による位置情報を含む遭難警報を、406 MHz の遭難救助プロセッサあるいは遭難救助レピータを搭載する衛星に送信できなければならない。

- (1) 非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。
- (2) 水密であり、水上に浮くことができ、かつ、20 m の高さから水上に投下した場合に損傷しないものであること。
- (3) 信号を発信していることを表示できるものであること。
- (4) 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。
- (5) 夜間において、自動的に 0.75 カンデラ以上の光を周期的に発するものであること。
- (6) 浮揚性の索が取り付けられたものであること。
- (7) 誤作動を防止するための措置が講じられているものであること。
- (8) 48 時間以上連続して使用することができるものであること。
- (9) 適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。
- (10) 操作方法が装置本体に簡潔に表示されていること。
- (11) 外部は非常に見やすい色であること。
- (12) 測位のための GNSS 受信機及び GNSS 信号が受信可能な状態かどうかを表示する機能を備えていること。
- (13) 勧告 ITU-R M.1371 (Technical Characteristics for an Automatic Identification System using Time Division Multiple Access in VHF Maritime Mobile Frequency Band) に準拠した AIS の位置表示信号を備えていること。
- (14) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置が作動した時、GNSS による測位は、5 分以下の間隔で更新されること。
- (15) 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置が作動し、更新された位置情報が初めて AIS メッセージにより送信された時、漂流による移動速度を 3 knot と仮定して、送信された位置と実際の位置の間の誤差が 30 m を超えないこと。

附属書 4-2.1.17 の表題を次のように改める。

附属書 4-2.1.17 航海情報記録装置（VDR）（*IMO 決議 A.861MSC.333(90)*）

1.1 一般

1.1.4 最終記録媒体

-3.を次のように改める。

-3. 自動浮揚式記録媒体は、次の要件を満たす自動浮揚式保護容器に収容されるものであること。

((1)及び(2)は省略)

(3) *IMO 決議 A.810(19)MSC.471(101)*の要件に適合し、回収動作中の損傷リスクを最少にするように製造されていること。

(4) 少なくとも7日間（168時間）以上の期間に、初期の位置表示信号及び衛星遭難警報信号、その後の位置表示又は及びホーミング信号を少なくとも合計48時間に7日間（168時間）以上の期間にわたって送信できること。

((5)は省略)